

奈良県動物救護本部設置要綱

(名 称)

第1条 この本部の名称は、奈良県動物救護本部（以下、「救護本部」という。）とする。

(目 的)

第2条 救護本部は、奈良県内又は隣接する県等で発生した災害時において、被災地における動物救護事業を実施し、被災動物やその飼養者等に対して必要な支援を行うことを目的とする。

(定 義)

第3条 本要綱において、「被災動物」とは救護本部が定めた動物をいう。

(事 業)

第4条 救護本部は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 被災動物の保護収容、飼養管理、譲渡等に関する事業
- (2) 傷病状態にある被災動物の応急処置、治療等に関する事業
- (3) 被災動物を飼養する者に対する飼養の支援等に関する事業
- (4) 被災動物の救護に必要な施設、設備、物資等の提供又は貸与に関する事業
- (5) その他、救護本部が定めた事業

(基 金)

第5条 救護本部は、前条の事業を実施するため、緊急災害時動物救済基金（以下、「救済基金」という。）を別に定める期間運営する。

- 2 救済基金は、寄附金等をもって充てる。
- 3 救済基金は、救護本部が定めた期日をもって精算する。

(構 成)

第6条 救護本部は、次の団体の代表者をもって構成する。

- (1) 公益社団法人奈良県獣医師会（以下、奈良県獣医師会）
- (2) 奈良市健康医療部保健所（以下、奈良市保健所）
- (3) 奈良県福祉医療部中和保健所（以下、中和保健所）
- (4) 奈良県文化・教育・くらし創造部消費・生活安全課（以下、消費・生活安全課）
- (5) その他本部長が必要と認めた団体

(役 員)

第7条 救護本部に次の役員を置く。

- (1) 本部長 1名
 - (2) 副本部長 2名
- 2 本部長は、消費・生活安全課長がこれにあたる。
 - 3 副本部長は、奈良県獣医師会長及び奈良市保健所長がこれにあたる。
 - 4 役員の任期は、救護本部の活動期間終了日までとする。

(役員の仕事)

第8条 本部長は、救護本部を代表し、救護本部の事業を総理し、救護本部会議を主宰する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故等があり職務を遂行できない場合にはその職務を代行する。

(監 事)

第9条 救護本部に監事1名を置き、救護本部の会計を監理する。

2 監事は、本部長が指名する。

(救護本部会議の招集等)

第10条 本部長は、第4条に掲げる事業を行うため、救護本部会議を招集することができる。

2 救護本部会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は本部長の決するところによる。

(行政機関との連携)

第11条 救護本部は、その活動を円滑に実施するため、環境省等の関係省庁及び地方公共団体等と連携する。

(事務局)

第12条 救護本部の事務局は、消費・生活安全課に置くものとする。

(救護本部の設置及び活動の期間)

第13条 救護本部は、奈良県が、災害対策基本法第23条の規定に基づき、県災害対策本部を設置した場合に、消費・生活安全課が設置する。ただし、隣接する県等で発生した災害時においては、消費・生活安全課、奈良市保健所及び奈良県獣医師会が協議して設置する。

2 救護本部の活動期間は、設置された期日から救護本部会議で定めた期日までとする。ただし、救護本部会議の決定により、この期間を延長できる。

(活動内容の公表)

第14条 本部長は、救済基金の運営に関する事項や救護本部の活動状況について、積極的に公表するものとする。

(本部長への委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、救護本部の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年1月6日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。